

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

【No.62】同一事業年度内の同一暦年に属する期間において、所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。

別表十五

I 収用換地等の場合の明細書			円
譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1	譲渡資産
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	同上の譲渡資産に 対応する部分の帳簿価額
	収用換地等による譲渡年月日	3	譲渡経費の額の計算
	譲渡資産の種類	4	支出した譲渡経費の額
	取得した補償金等の額の計算	5	譲渡経費に充てるため 交付を受けた金額
	対価補償金及び清算金の額	6	差
	同様に取得した補償金等の額	7	同額
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9	譲渡経費の額の計算 (9) + (10)
	特別控除に係る交換取得資産の価額	10	当期前において設けた特別勘定の金額で、 当期において益金の額に算入して特別 控除の規定の適用を受ける金額
	同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	11	当該譲渡の日の属する年において譲渡した 他の資産につき、5,000万円、2,000万円、 1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに 1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額
			特別控除残額 5,000万円 - (20)
			特別控除額 ((18)又は(19)と(21)のうち少ない金額)

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.60】3欄は、2欄に記載した日から6月を経過した日までの日付となっていますか。

【No.61】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、14欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。

令六・四・一以後終了事業年度分

II 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業	事業者等の名称	23	特定住宅地造成事業等のための譲渡した場合の特別控除額の計算	円
	特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	24	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、 1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	38
	取得した対価の額	25	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、 5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	39
	交換取得資産の価額	26	特別控除残額 5,000万円 - (40)	40
	交換取得		特別控除額 ((32)、(39)と(41)のうち少ない金額)	41
	特定事業		譲渡した場合の特別控除額の計算	42
	譲渡経費の額の計算		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、 800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	43
	差引譲渡経費の額 (29) - (30)	31	800万円 - (43)	44
	譲渡益の額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)	32	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、 5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	45
	特定等を譲渡した地区区画整理事業等の特別控除のため土地計算		特別控除残額 5,000万円 - (45)	46
	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、 2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	33	特別控除額 ((32)、(44)と(46)のうち少ない金額)	47
	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、 5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	34	特定した場合の長期の特 別控除額の計算	48
	特別控除残額 5,000万円 - (35)	36	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、 1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	49
	特別控除額 ((32)、(34)と(36)のうち少ない金額)	37	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、 5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	50
			特別控除残額 5,000万円 - (50)	51
			特別控除額 ((32)、(49)と(51)のうち少ない金額)	52

【No.63】収用換地等及び特定事業の用地買収等に係る所得の特別控除制度の適用を受ける場合、同一暦年での特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか(20~22欄、35~37欄、40~42欄、45~47欄、50~52欄)。  
また、別表十(五)付表は、譲渡した資産ごとに作成・添付していますか。